

平成 27 年 2 月 9 日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社
(管理会社コード：13134)
代表者名 代表理事社長 尹 用岩
(銘柄コード：1584 (東証外国 ETF))
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所
弁護士 伊東 啓
(TEL. 03 - 5562 - 8500)

信託契約の変更に関するお知らせ

サムスン KODEX サムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]の管理会社は、信託契約の一部を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更決定日 : 2014 年 9 月 17 日
2. 効力発生日 : 2014 年 9 月 17 日
3. 変更の理由 : 信託報酬引下げ
韓国における資本市場と金融投資業に関する法律施行令の一部改正に伴う変更及び文言修正
4. 変更内容 : 34 条、38 条、39 条及び附則
(下線は変更箇所です。)

項目	変更前	変更後
第 34 条 (投資対象等)	① 資産運用会社は、投資信託財産を次の各号の投資対象及び投資方法で運用する。 1. ～4. 省略 5. <u>法第 246 条第 4 項但書</u> による受託会社の固有財産との取引 ② 省略	① 資産運用会社は、投資信託財産を次の各号の投資対象及び投資方法で運用する。 1. ～4. 省略 5. <u>法施行令第 268 条第 4 項の規定</u> による受託会社の固有財産との取引 ② 省略
第 38 条 (投資信託報酬)	①～③ 省略 ④ 第 1 項の規定による投資信託報酬は、次の各号の報酬率に報酬計算期間中の投資信託財産の平均残額(毎日の投資信託の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上当日まで累積して合わせた金額を、報酬計算期間中の日数で割った金額をいう。以下同じ。)に報酬計算期間の日数を掛けた金額とする。 1. 運用報酬率：年 1000 分の <u>3.5</u>	①～③ 省略 ④ 第 1 項の規定による投資信託報酬は、次の各号の報酬率に報酬計算期間中の投資信託財産の平均残額(毎日の投資信託の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上当日まで累積して合わせた金額を、報酬計算期間中の日数で割った金額をいう。以下同じ。)に報酬計算期間の日数を掛けた金額とする。 1. 運用報酬率：年 1000 分の <u>2.15</u>

	<p>2. 指定参加者報酬率：年 1000 分の <u>0.1</u></p> <p>3. 受託報酬率：年 1000 分の <u>0.2</u></p> <p>4. 一般事務報酬率：年 1000 分の <u>0.2</u></p> <p>⑤ 省略</p>	<p>2. 指定参加者報酬率：年 1000 分の <u>0.05</u></p> <p>3. 受託報酬率：年 1000 分の <u>0.10</u></p> <p>4. 一般事務報酬率：年 1000 分の <u>0.20</u></p> <p>⑤ 省略</p>
<p>第 39 条 (投資信託財産の運用費用等)</p>	<p>① 省略</p> <p>② 第 1 項において「費用」とは、投資信託財産にかかる次の各号の費用をいう。 1～9. 省略</p> <p>10. 法第 442 条による分担金費用</p> <p>11. その他これに準ずる費用で投資信託財産の運用等に要する費用</p> <p>12. 推定 NAV 算出等の韓国取引所を通じた投資信託関連情報算出費用</p>	<p>① 省略</p> <p>② 第 1 項において「費用」とは、投資信託財産にかかる次の各号の費用をいう。 1～9. 省略</p> <p>(削除)</p> <p>10. その他これに準ずる費用で投資信託財産の運用等に要する費用</p> <p>11. 推定 NAV 算出等の韓国取引所を通じた投資信託関連情報算出費用</p>
<p>附則</p>	<p>(新設)</p>	<p>第1条(施行日) 本信託契約の変更は法により訂正申告書の効力発生日に施行される。(報酬変更及び法改正事項の反映など)</p>

以上